八　燐含有量	規格四十六・三（規格四十六の備考九を除く。）に該当する方法
九　（略）	
十　シアン化合物	排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、シアン化合物に係る検定方法として環境大臣が定める方法
十一～三十五　（略）	
三十六　フェノール類	排水基準を定める省令第二条の規定に基づき、フェノール類含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法
三十七～四十二　（略）	

八　燐含有量	規格四十六・三に該当する方法
九　（略）	
十　シアン化合物	規格三十八・一・二及び三十八・二に該当する方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に該当する方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五に該当する方法
十一～三十五　（略）	
三十六　フェノール類	規格二十八・一に該当する方法
三十七～四十二　（略）	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　窒素含有量、燐含有量、シアン化合物又はフェノール類に関する検定方法については、この省令による改正後の下水の水質の検定方法等に関する省令第八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。